

(趣旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第9項の規定に基づき、富山県総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集手続)

第2条 知事は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、会議の日の5日前までに、会議の開催場所及び日時並びに協議又は調整すべき事項を教育委員会に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(議事の進行)

第3条 会議の議事の進行は、知事が行う。

(会議の傍聴)

第4条 会議は、傍聴することができる。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(会議の非公開)

第5条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を非公開とする場合は、会議の開会前に知事と教育委員会が協議し、決定する。この場合において、次に掲げる場合にあっては、原則として非公開とするものとする。

- (1) いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合
- (2) 県としての意思決定の前に情報を公開することになる場合
- (3) 知事又は教育委員会が会議の公正が害されるおそれがあると認める場合

(議事録)

第6条 法第1条の4第7項の規定による議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 出席者の氏名
- (2) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 議事録を作成したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、知事政策局において処理する。

(細則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年4月28日から施行する。